

## お知らせ

### 消費生活支援講座に講師を派遣します(平成23年度)

長崎県消費生活センターでは、複雑・多様化する消費生活環境の中で、自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、講座に講師を派遣します。(経費は無料です)

◆高齢者見守り講座◆	
対象	民生委員、在宅福祉に従事する方等(地域包括支援センター等支援者が主催する講座)
テーマ	「高齢者を狙う悪質商法の実態と対策法」

◆消費生活支援「シニア講座」◆	
対象	主に高齢者(市町教育委員会、公民館、老人大学等が主催する講座)
テーマ	「悪質商法に騙されないために」

◆消費者講座「くらしの安全」◆	
対象	一般消費者(市町、各種団体等が主催する講座)
テーマ	①知っておきたい!食べ物の知識(糖分、添加物等の簡易実験もできます) ②身近な商品でトラブルにあわないために(住居品、衣類など) ③洗剤の種類と役割  ◆このほか、消費生活に関するご希望のテーマによる「消費生活学習会」へ講師を派遣します。 また、消費生活センター内の講座室を利用できます。

◆消費生活支援「ヤング講座」◆	
対象	高校生など社会人となる前の方(高等学校、PTA等が主催する講座)
テーマ	「賢い消費者になるために」

★長崎県消費生活センター TEL 095-820-8065  
〒850-0057 長崎市大黒町3-1交通産業ビル4階  
ホームページ(<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>)「ながさき消費生活館」でも申し込みが可能です。

### 「長崎県消費生活審議会」の委員を募集します!

長崎県消費生活審議会は、県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により消費者と事業者間のトラブルを解決するための調査審議及び調停を行うほか、消費生活の安定や向上に関する重要な事項の審議を行っています。この審議等にあたり、広く県民の皆さまからのご意見をいただくために、委員の一部を公募いたします。

募集期間	平成23年5月16日(月)から平成23年6月30日(木)(当日消印有効)
募集人員	4人
応募資格	年齢20歳以上で、県内に居住している方
任期	平成23年9月1日から平成25年8月31日まで
活動内容	長崎県消費生活審議会へ出席していただき、提言や審議をしていただきます。 (会議は年1回程度開催する予定です。)
活動内容	「長崎県消費生活審議会委員・応募申込書」に必要事項を記入し、「消費者行政に求められるもの」「消費者被害の防止対策について」のどちらかのテーマでのご提言、ご意見等(800字程度の小論文)を添えて、郵送によりお申し込みください。なお、小論文の様式は自由です。
選考	小論文による選考を行います。
応募先	〒850-0057 長崎市大黒町3-1交通産業ビル4階 長崎県県民生活部 食品安全・消費生活課(事業者指導班) 電話(代表)095-824-1111(内線 2318) (直通)095-895-2318



消費生活に関するご相談・お問い合わせ  
及び商品テストについて

長崎県消費生活センター  
(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階  
TEL 095-824-0999  
FAX 095-828-1014

計量器に関する  
お問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3  
TEL 095-844-9892  
FAX 095-844-6608  
ホームページ「ながさき消費生活館」  
<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>

編集・発行  
長崎県消費生活センター  
(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1  
長崎交通産業ビル 4 階

TEL 095-824-0999



### 内容紹介

- トピックス  
消費者月間行事から ..... (1)
- 国民生活センターから  
震災に便乗した悪質商法や詐欺にご注意ください ..... (2)
- 消費生活センター相談窓口から  
ますますエスカレートするマンションの悪質な勧誘 ..... (3)
- お知らせ  
消費生活支援講座に講師を派遣します ..... (4)
- 消費生活審議会委員の募集について ..... (4)



### 消費者月間行事から

毎年5月は、消費者月間です。今年は、「地域で広げよう 消費者の安全・安心」を統一テーマに、全国で消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を展開しております。本県でも、消費者月間に合わせて、県民の皆さんのが消費者被害に遭わないよう、県生活学校連絡協議会・県新生活運動推進協議会等と協力して長崎市、佐世保市、諫早市において、街頭啓発キャンペーン、パネル展示等を行っています。



### 東日本大震災で被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

県では東日本大震災で被災された皆さまを支援するため、県庁玄関ロビー及び各振興局総務課などに募金箱を設置しています。

また、義援金口座を日本赤十字社長崎県支部(電話:095-821-0680)及び長崎県共同募金会(電話:095-846-8682)において開設されていますので、口座振替を希望される方はお問い合わせ下さい。

県民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【義援金に関するお問い合わせ先】 長崎県福祉保健課 095-895-2410

## 震災に便乗した悪質商法や詐欺にご注意ください!!

大規模な地震の後には災害に便乗した点検商法やかたり商法といった悪質商法が横行します。手口はさまざまであり、これは被災地だけでなく周辺の地域でも発生します。手口を知り、備えることが重要です。

### 便乗商法が疑われる事例

- 自治体の職員を名乗り「今回の地震で皆さんからサイクル商品として使用できそうなものを集めている。協力してほしい。」と電話があった。

### 義援金詐欺が疑われる事例

- 「地震の被災地の復興支援の義援金として、貴金属の売却代金を寄付したい。貴金属を売ってほしい。」という不審な電話が頻繁にかかる。

### チェーンメールに関する事例

- 震災日の翌日から「石油コンビナートの火災により有害物質が大気にはばら撒かれている」というメールが携帯電話に届いた。

### 過去の震災時にみられた消費者トラブルの例

- 公的機関ではないのに、公的機関を思わせる名称で「家屋の耐震診断をします」というチラシ広告を配布して勧説、高額な契約をさせる。
- 日本赤十字社や中央共同募金会の名をかたり、担当者個人と称する銀行口座に義援金を振り込む依頼のハガキや電子メールを送りつける。

### アドバイス

- 災害時の混乱や、被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われる相談が寄せられています。
- その場ですぐに契約してはいけません。頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく勧説する業者には特に注意してください。
- 公的な制度については、業者の説明をうのみにせず、必ず自治体に確認しましょう。
- 被害にあいそうになったとき、被害にあってしまったときは、すぐにお近くの消費生活センター等にご相談ください。



**「クーリング・オフ制度」**

**クーリング・オフとは?**

訪問販売などで消費者が契約した場合、冷静に考え方直す時間を与え、契約書面を受け取った日から一定期間であれば無条件で解除できる制度です。

**クーリング・オフ期間に解除するはどうするの?**

- 契約を解除する旨を業者に伝える。その際、電話ではなくハガキなど書面で通知する。
- 簡易書留など記録の残る方法で送る。
- コピーを保存する。

**注意点は?**

クーリング・オフできない場合があります

- 消耗品(化粧品、健康食品など)を使用した場合
- 3,000円未満ものを現金で買った場合
- 乗用自動車など

消費生活センターの相談窓口から

## ますますエスカレートするマンションの悪質な勧説 —増加する「強引・強迫」「長時間」「夜間」勧説—

### 相談事例

電話で勧説があり、他県の投資用分譲マンション販売業者の説明を聞いた。①新築マンションが1室3,300万円の30年ローン。②購入後10年間は家賃収入を保証する。③購入者に一切負担は生じさせないなど、条件がいいことづくめだったので、2室の購入契約をした。しかし、購入総額が6,000万円とあまりにも巨額だったので、解約を申し出たが、クーリング・オフはできないと断られた。家族の反対が強いので解約したい。

### センターの対応

- 宅地建物取引業法により契約解除通知書を送付するよう助言した。
- また、業者が「法的手続きをとる」との事だったので、弁護士に相談するよう勧めた。
- その後、弁護士に委託し、「無条件で解約できた」との報告があった。

### 全国の悪質な例

#### しつこい勧説

職場や家に何度も勧説の電話がかかってくる。断ると、「電話を切るのは失礼」などと怒り、何度もかけてくる。

#### 長時間・夜間の勧説

朝から長時間に及ぶ勧説で無理やり契約させられた。

#### 脅し・強迫的・暴力による勧説

勧説を断ると、「車でひき殺す」「ガソリンをまく」などと脅された。断り続けると、胸ぐらをつかまれ、足をけられた。

#### 真実と違う内容の勧説

「絶対に儲かる」といわれて契約したが、赤字になり、物件価格も7割に下落していた。「家賃を保証する」、「倒産することはない」といったのに倒産してしまった。



電話で業者から強引に勧められても買う気がなければ、はっきりと断ること。

強要されて契約してしまった場合は、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

暴力を振るわれたり、脅された場合は警察へ被害届を出してください。

悪質な宅建業者の場合は、免許を授与している行政庁へ申し出てください。